

8. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

〈改定事項〉

○基本報酬

- ①入居者の医療ニーズへの対応
- ②生活機能向上連携加算の創設
- ③機能訓練指導員の確保の促進
- ④若年性認知症入居者受入加算の創設
- ⑤口腔衛生管理の充実
- ⑥栄養改善の取組の推進
- ⑦短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限の見直し
- ⑧身体的拘束等の適正化
- ⑨運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型特定施設入居者生活介護のみ）
- ⑩療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例
- ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

○基本報酬

〈単位数〉 ※以下の単位数はすべて1日あたり

○特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護の場合		
	〈現行〉	〈改定後〉
要介護1	533単位	534単位
要介護2	597単位	599単位
要介護3	666単位	668単位
要介護4	730単位	732単位
要介護5	798単位	800単位
○介護予防特定施設入居者生活介護の場合		
	〈現行〉	〈改定後〉
要支援1	179単位	180単位
要支援2	308単位	309単位

①入居者の医療ニーズへの対応

〈概要〉 ※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

ア 退院・退所時連携加算の創設 病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算を創設し、医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合を評価することとする。
イ 入居継続支援加算の創設 たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設に対する評価を創設する。

〈単位数〉

○アについて	
〈現行〉 なし	⇒ 〈改定後〉 退院・退所時連携加算 30単位/日（新設） ※入居から30日以内に限る
○イについて	
〈現行〉 なし	⇒ 〈改定後〉 入居継続支援加算 36単位/日（新設）

〈算定要件等〉

ア 退院・退所時連携加算 ○医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること
イ 入居継続支援加算 ○介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること ○たんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること

②生活機能向上連携加算の創設

〈概要〉※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 生活機能向上連携加算 200単位/月（新設） ※個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位/月
------------	---	--

〈算定要件等〉

○訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、特定施設入居者生活介護事業所等を訪問し、特定施設入居者生活介護事業所等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。

○機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の方が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。

③機能訓練指導員の確保の促進

〈概要〉※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

〈算定要件等〉

○一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

④若年性認知症入居者受入加算の創設

〈概要〉※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 若年性認知症入居者受入加算	120単位/日
------------	---	------------------------	---------

〈算定要件等〉

○受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

⑤口腔衛生管理の充実

〈概要〉※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した口腔衛生管理体制加算について、現行の施設サービスに加え、特定施設入居者生活介護等も対象とすることとする。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 口腔衛生管理体制加算	30単位/月（新設）
------------	---	---------------------	------------

〈算定要件等〉

○歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

⑥栄養改善の取組の推進

〈概要〉※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 栄養スクリーニング加算	5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
------------	---	----------------------	---------------------------

〈算定要件等〉

○サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

⑦短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限の見直し

〈概要〉 ※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

○現在、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者は当該特定施設の入居定員の10%以下とされており、入居定員が10人に満たない事業所で、利用者を受け入れられない状況となっているため、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を見直す。

〈算定要件等〉

○短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を、現行の「定員の10%まで」から「1又は定員の10%まで」と変更する。

⑧身体的拘束等の適正化

〈概要〉 ※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算（新設）
------------	---	----------------------	-------------

〈算定要件等〉

○身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。
【居宅基準第183条、地域密着型基準第118条及び予防基準第239条等関係】

⑨運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型特定施設入居者生活介護のみ）

〈概要〉

○運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

⑩療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

〈概要〉 ※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

○介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正／居宅基準、地域密着型基準及び予防基準（新設）】

- ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。
- イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。

⑪介護職員処遇改善加算の見直し

〈概要〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

〈算定要件等〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

改正後

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

注1 (略)

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

改正前

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>533単位</u>
(2) 要介護2	<u>597単位</u>
(3) 要介護3	<u>666単位</u>
(4) 要介護4	<u>730単位</u>
(5) 要介護5	<u>798単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>533単位</u>
(2) 要介護2	<u>597単位</u>
(3) 要介護3	<u>666単位</u>
(4) 要介護4	<u>730単位</u>
(5) 要介護5	<u>798単位</u>

注1 (略)

2 (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定
地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準
イ (略)
ロ 指定地域密着型特定施設の入居定員の範囲内で、空いている
居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであ
ること。ただし、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護
費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供
を受ける入居者の数は、一又は当該指定地域密着型特定施設の
入居定員の百分の十以下であること。
ハ～ホ (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場
合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1
0に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
地域密着型特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実
施減算の基準
指定地域密着型サービス基準第百十八条第五項及び第六項に規
定する基準に適合していないこと。

4 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとし
て市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用
者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った
場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単
位数に加算する。ただし、へを算定している場合においては、
算定しない。

(新設)

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令

第49号) 第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法（地域密着型サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。）で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第9号に規定する基準に該当していないこと

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき190単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける生活機能向上連携加算の基準

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市

3・4 (略)

(新設)

町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費及び介護予防特定施設入居者生活介護費における若年性認知症入居者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

9 (略)

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者

5 (略)

(新設)

又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 通所介護費等算定方法第五号、第八号、第九号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ハ 退院・退所時連携加算

30単位

(新設)

注 イについて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定地域密着型特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定地域密着型特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

ニ～ヘ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

ハ～ホ (略)

セ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	入居機給支援助加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100	—53単位 —60単位 —67単位 —73単位 —80単位	1日につき +36単位	1月に1回 +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計											

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。